

# 住民、爆音放置問う



## 3次嘉手納訴訟 第1回口頭弁論

静かな夜を

2万2000人決起

## 国、請求棄却求める

米軍嘉手納基地周辺の5市町村の住民2万2058人が、国を相手に米軍機の夜間・早朝の飛行差し止めや、爆音被害による過去分約446億円と将来分の損害賠償などを求めた第3次嘉手納爆音差し止め訴訟の第1回口頭弁論が20日、那覇地裁沖縄支部（遠藤真澄裁判長）であった。原告住民は意見陳述で、子育てや睡眠などの日常生活を爆音で脅かされる実態を証言。「憲法で保障された生活や権利を守って」「静かな夜

米軍嘉手納基地の夜間・早朝の飛行差し止めなどを求め、裁判所に入る第3次嘉手納爆音訴訟原告団（20日午前9時40分ごろ、沖縄市知花・那覇地裁沖縄支部（下地広也撮影）

を返して」と強く訴えた。

（30・31面に関連）

住民側からは新川秀清原告団長と原告団全6支部の代表計7人と、弁護団から3人が意見陳述した。

弁護団は、同基地の存在と米軍機の飛行は「日本国が許容するからだ」とし、国は米軍との共同妨害者で飛行差し止め義務があると主張。「米軍が爆音ではなく毒ガスをまき散らしても日本国は座視するのか」と、騒音を違法と認定されながらも、改善策を講じない国の不作為を批判した。国側は訴えに対し、過去分の損害賠償と差し止め請求などの棄却を求め、将来分の損害賠償についても不合法として却下を求めた。

弁論終了後、新川原告団長は「いまだに子どもたちの学習も遊びも破壊、阻害され続けている。現状の不条理を解消するべきだ」、池宮城紀夫弁護団長は「何としても1、2次訴訟を乗り越えた判決を獲得する」と語った。次回の口頭弁論は来年1月19日。

同訴訟は1982年に第1次提訴し、翌年の追加を合わせ原告は906人。2000年に原告5540人が提訴した2次訴訟では09年2月の控訴審判決で、読谷村座喜味以北を除きW値75以上の爆音の違法性を認定。国は爆音改善を図る政治的責務を追うと指摘する一方、差し止め請求は1次同様、日本が米軍機の運航を規制できる立場にないとする「第三者行為論」で退けた。



# 社説

## 嘉手納爆音訴訟

米軍嘉手納基地近くのうるま市昆布に住む佐久川智恵美さんは最近、幼いころの子供たちを撮影したビデオを見て、ぼうぜんとした。楽しそうにはしゃぐ子供たちの声が爆音にかき消され、聞こえなかったからだ。

「わたしは、あまりのショックに胸が締め付けられました。我が子をこのような環境で育ててしまったのかと」  
第3次嘉手納爆音訴訟の第1回口頭弁論で陳述した佐久川さんは、親子の楽しい思い出さえも奪ってしまう戦闘機の爆音を「殺人音」と表現し、こう続けた。

「戦闘機が通過する際は、音という概念よりも、なにか物理的な力が空気を切り裂いて周囲に衝撃をまき散らかしていくという感覚がより適切です」

昼寝中の子供が爆音で跳び起き、親に飛び付く。学校の卒業式や童話・お話・意見発表

### 「違法状態」放置するな

表会が中断される。紛争が続く外国や半世紀以上も前の戦時中の話ではない。今も、嘉手納基地周辺の住宅地で日常的に起こっている。

この国の司法は、長年騒音を強いてきた同基地周辺の状況を「違法」としながら、飛行差し止めは退けてきた。日

本政府は第三者の米軍の活動は規制できないとする「第三者行為論」を根拠にしているが、小難しい法理論を繰り返すだけでは何も解決しない。

裁判所は過去最多となった原告2万2058人の訴えに真摯に耳を傾け、現実を直視してほしい。違法状態をこれ

以上放置することはできないはずだ。

「夜ぐっすりの眠りたい、飛行機の爆音じゃなく、虫の音が響くくらい静かな生活がしてみたい」

原告の願いは、人として当たり前のつつましいもので、

人格権、環境権、平和的生存権として憲法でも保障されている。

三権分立が確立した国で、司法は立法、行政と対等であることは論をまたない。司法は、行政の違法行為を指摘し是正させる責務がある。例えば、国の政策によって憲法で

保障された国民の権利が侵害された場合、法律に基づき政策の変更を命じることが出来る。

嘉手納爆音訴訟の口頭弁論で陳述された原告の訴えを見れば、爆音による人権侵害は明白ではないか。

司法に求められるのは行政への配慮などではない。日米安保条約に基づき、米軍に基

地を提供し、長年、人権侵害を放置してきたこの国の基地政策を是正させることだ。

嘉手納爆音訴訟の第1次訴訟は、1982年に提起された。この間、国は、裁判所から騒音の違法性を厳しく指摘されてきたが、抜本的な爆音被害の軽減策をとっていない。それどころか、外来機の増加などで嘉手納基地の爆音は年々激しくなっている。

訴訟提起から29年間も違法状態をそのままにしているようでは、法治国家の体をなさない。

いつまでも米軍の言いなりでは状況は改善しない。爆音被害解消に向け、基地提供や運用の在り方を見直すべきだ。

# 止まぬ異常に固い拳

## 地域一丸窮状訴え

【中部】静かな生活を返せ。那覇地裁沖縄支部近くで開かれた嘉手納爆音差し止め訴訟原告団の集会には、5市町村から約450人が参加した。集会中も嘉手納基地所属のF15戦闘機のごう音が響き、参加者は増加の一途をたどる爆音に抗議の声を上げた。

### 原告団450人が集会



嘉手納町の集計では、深夜から早朝（午後10時～午前6時）に記録された70回以上の騒音発生回数は、2010年度は5320回で、06年度に比べて約4倍に上っている。

同町嘉手納の奥間勇盛さん（58）は「セミは昼間にしか鳴かないが、米軍機の音は終日鳴りつばなし」とうんざりした表情。「年々悪化する現状をどうにかしてほしい」と切実に訴えた。

うるま市栄野比の兼島八重子さん（73）も「2年ぐらい前から片耳が聞こえなくなつた」と表情を曇らせ、「医者には『静かな所に住みなさい』と言われた。頭痛もあり、毎日が苦しいですよ」と声を落とした。

同基地では高いレベルの騒音も増加している。嘉手納町屋良地区で計測された100デシベル（電車が通る際のガード下に相当）以上の騒音は、今年1月から9月末までに722回を数え昨年飛行差し止めを求め、ガンバロ―三唱する原告団＝沖縄市・那覇地裁沖縄支部近く

1年間の2・3倍に達している。

滑走路の延長線上に住む沖縄市池原の島袋武義さん（67）は「爆音で電話も聞こえず、一度切つてかけ直している。今までは基地の近くだからとあきらめていたが、今回は主張しようとする地域ぐるみで立ち上がった。ぜひいい判決を出してほしい」と「司法の良心」に期待を寄せた。

### 次代の生活破壊

新川秀清・原告団長の話 爆音が違法と認められても、国は静かな夜を返せとすることに答えてない。その怒りが2万2千人の原告団の数になった。子どもらの学習も遊びの場も破壊している。次世代から「私たちの先祖は何をしていたのか」と言われたいよう頑張つていこう。

### 反基地の出発点

池宮城紀夫弁護士長の話 2万2千人の原告は、基地被害を訴える県民を代表して結集した。1、2次訴訟で騒音は違法とされながら爆音被害は増大していることにとどめを刺すのが今回の大きな目標。沖縄に基地を押し付ける日米両政府の圧力をはね返す出発点だ。



# 日常さえぎる爆音苦

【中部】違法爆音に苦しむ2千人余の苦勞から、司法は目をそらさないで。第3次嘉手納爆音差止め訴訟の第1回口頭弁論が開かれた那覇地方裁判所沖縄支部。原告7人が法廷に立ち、爆音のすさまじさを説いた。子どもの成長記録の映像を見返し、どの瞬間も爆音で音声がぎざぎざしていることに胸を痛める母親。卒業式の式辞さえ中断される日常を証言する高校生。戦後66年の今も続く不合理的現実を会度こそ断ち切ろうと、原告たちは裁判官に訴えた。(1面参照)

## 戦争が今も続いている



をさすを次さん(左)。集谷支部の代表として、20日、沖縄戦体験者として、現実を伝えなければ。足を引きずり、証言が続いている限り、戦争環境で育ててしまったの学2年生のときに木路弾が爆発し、右足は義足だ。「爆音が続いている限り、戦争も続いている。沖縄戦体験者として、現実を伝えなければ」。足を引きずり、証

2万2000人決起



## 原出ロ7人が実態証言

言台に向かった。沖縄で、は、兄や祖父を失った。戦

後米軍施設の建設などで、2度も立ち退きにあつた。教師として嘉手納中学校へ赴任していた1968年、爆弾を搭載したB52爆撃機が嘉手納基地内で爆発炎上。数ヶ離れた読谷村の

## 子の成長記録かき消す

嘉志川支部を代表したうら、と。嘉手納支部を代表した嘉手納高校2年の又吉姫香きん(17)は、爆音で中断した成長記録を整理中に胸を締め付けられた。楽しそうにはしゃぐ子どもの声か、あちこちで爆音にかき消さ

## 住民減り地域ばらばら

最も騒音が激しい北谷町砂辺からは北谷支部を代表して新里富子さん(65)が証言した。夫の出身地である砂辺に移り住んだのは三十数年

前。地域の伝統行事や催しが盛んで、町の体育大会で、はいつも砂辺が上位だつた。ところが土壌を追われ、戦後ようやく故郷に帰ってくる。絆がなくなつたのに、またばらばらになってしまった。悔しい。1次訴訟から参加し、すでに30年近い1の20世帯に。体育大会では、砂辺だけでチームを組むこともできなくなつた。地域の伝統行事や催しが盛んで、町の体育大会で、はいつも砂辺が上位だつた。ところが土壌を追われ、戦後ようやく故郷に帰ってくる。